別紙：待期期間・支給額の考え方

・待期期間について

待期期間は、労務不能（療養のために労務に就くことができなくなった状態）となった期間のうち、**最初に勤務予定日を療養のために休んだ日から連続した3日間**で待期が完成します。（2・3日目は勤務予定の有無を問いません）

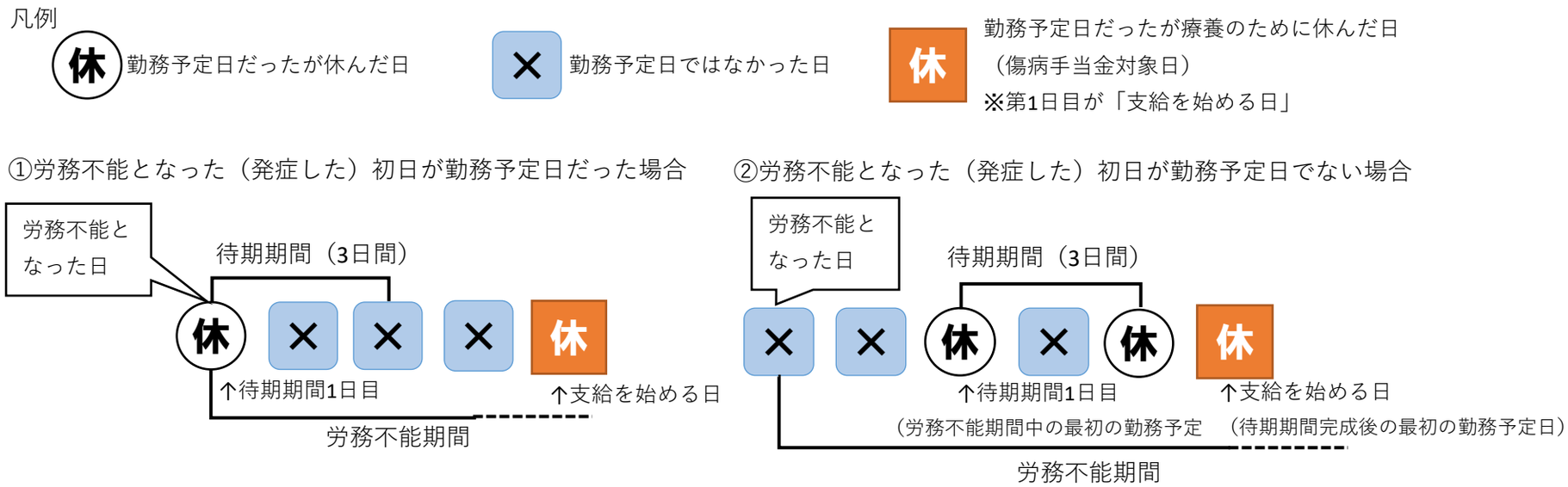

・支給額について

※支給額は次の計算方法で金額を決定します
（傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与の合計）×（2/3）
×（労務不能期間のうち待期期間完成後に労務に就くことを予定していた日の日数）

※「傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間」とは、
支給を始める日（＝待期期間完成後、最初に勤務予定日を療養のために休んだ日）を含む月の直近3か月になります。
例えば、上記図の「支給を始める日」が4月1日だった場合、4月を含む直近の継続した3月間になるため、2.3.4月の給与で算定を行いま